

第43回議会運営委員会記録

令和5年3月24日

【開催日】 令和5年3月24日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時15分～午後3時6分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
----	-------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	総務課長	河田 圭司
総務課課長補佐兼総務係長	奥田 孝則		

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 議会活動の正常化を求める陳情
- 2 その他

午後2時15分 開会

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより第43回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず、付議事項1点目、議会活動の正常化を求める陳情についてです。この陳情につきましましては、参考人の方の意見を聴取し、それから共産党議員団のお二人から事実確認をしたところです。その後、執行部から、政党機関紙の購読アンケートの調査をしているということで資料を出していただ

きました。それに基づいてまず説明していただいて、後で委員から質疑していただくこととしたいと思います。それでは、説明のほど、よろしくをお願いします。

河田総務課長　それでは、このアンケートの概要について御説明させていただきます。まず、こちらのアンケートですが、実施期間につきましては、令和5年1月10日から20日までの間で実施しました。対象となる職員は、係長級以上の職員237人です。ただし、水道局及び病院局に勤務する職員は除いております。このアンケートの依頼方法ですが、市の電子掲示板に掲載しまして、無記名で任意の紙面でのアンケートとしました。アンケートの回収方法につきましては、回収ボックスを市役所本庁舎本館1階北口、これは職員の通用口ですが、こちらに設置しまして、回答する際に人目を避けて提出することができるように、配慮をいたしました。ただし、出先機関等の職員で本庁に持参できない職員につきましては、匿名で総務課宛での逋送便によることも可としております。このアンケートの回答率につきましては、140人から回答がございまして、回答率は59.1%となります。アンケート項目につきましては、先日、委員会から資料請求されましたものに対する回答の資料として提出させていただいております。アンケートに係る様式を御覧いただけますでしょうか。アンケート項目がありまして、まず一つ目、市議会議員及びその元職を含む方からの勧誘を受けたことがあるか。次に、それが業務時間内の勧誘であったかどうか。三つ目、勧誘を受けたときに、心理的な圧力を感じたかどうか。その勧誘を受けて、購読を応諾したかどうか。購読を応諾しなかった場合には、その後も引き続きの勧誘を受けたかどうか。裏面に参りまして、勧誘を受けたときの職位、つまり、係長級、課長級、部長級といったものを選択するようになっております。それから、勧誘に応じて、購読している機関紙の数の回答を求めています。そのほか、八つ目に、自由記載欄を設けております。こちらのアンケートの集計結果につきましては、資料請求を受けましたものの回答、2枚目になりますが集計結果を御覧いただけますでしょうか。まず一つ目、

勧誘を受けたかどうかにつきましては、勧誘を受けたことがあると答えた者が52人、ないと答えたものが87人となります。また、勧誘を受けたのは業務時間内かどうかということにつきましては、時間内が45人、時間外が6人、その他で覚えていないというのがありますが、このような結果となっております。また、勧誘を受けたときに購入しなければならぬというような心理的な圧力を感じたかどうかにつきましては、感じたと答えた者が43人、感じなかったという者が9人となっております。そのうち、感じたと答えた者について、それによって購読の勧誘に応諾したかどうかという設問につきましては、応諾したが35人、応諾しなかったが6人、無回答が2人となっております。さらにそのうち、先ほどの質問で応諾しなかったと答えた者について、引き続きの勧誘を受けたことがあるかということにつきましては、あると答えた者が4人、ないと答えた者が7人となっております。六つ目としまして、勧誘を受けたときの職位ですが、これは複数回の勧誘を受けたときの職位が異なるということもありますので、複数回答がありますが、係長級が13人、課長補佐級が13人、課長級が33人、次長級が6人、部長級が2人、その他としまして2人のうちの1人が主任主事級、係員級が1人ずつとなっております。勧誘に応諾して購読している、あるいはしていた機関紙の数ですけれども、1紙と答えた者が16人、2紙と答えたものが26人となっており、3紙以上はありませんでした。裏面には、アンケート結果について要約したものがありますので、こちらも御参考にしていただければと思います。御説明は以上となります。

大井淳一郎委員長 以上で説明が終わりました。皆さんから、今の説明に対して気になる点などがあれば、質疑していただければと思います。

宮本政志副委員長 さきほど回答率が59.1%と言われましたね。通常、市がこれまでアンケートを幾つも行っていると思うんですけど、平均的な回答率はどれぐらいですか。もし分かれば、お答えください。

川地総務部長 これまでの経験値を基にお答えさせていただきますけども、この数字は高い数字だと認識しております。

宮本政志副委員長 8番に自由記載欄がありますけど、ここの自由記載に記入された方の率はいかがですか。アンケートに59.1%の方が回答された中で、多かった、普通、少なかったなど感覚でいいです。

川地総務部長 感覚ですが、恐らく回答した分の2割から3割程度ではないかと思っています。

大井淳一郎委員長 差し支えない範囲でいいんですが、自由記載欄の内容がどういった内容だったかを答えられますか。

川地総務部長 今回のアンケートにつきましては、心理的圧迫があったか、ないかを主題にしております。自由記載欄には、その他として、職員が思うことを書いていただいております。この自由記載欄は、職員がいろいろ書いてもらうこと、心理的圧迫がないなど、本当に素直に書いてもらうのが一番で、これを公表するとなると、職員にアンケートに協力してもらえないということにもなりかねませんので、この辺については、大変申し訳ありませんけど、非公開とさせていただければと思っています。

伊場勇委員 アンケートの項目は、主は、圧力を受けたかどうかということと言われましたが、業務時間内に勧誘を受けている中で、立入禁止区域等に入っているんじゃないかという疑念があります。陳情書にも書かれているんですが、その辺を入れなかった理由はあるんですか。

川地総務部長 立入禁止区域のフロアの制限につきましては、私どもも本庁舎の規則を持っておりまして、これに抵触すると思っています。ただ、それがあいなながらも、立入制限を最初は厳しくやっていたんですけれど

も、ここ数年は若干、その辺が緩くなり慣例化してしまっていたということもありましたので、今回はそういった観点からの質問をしていないということです。

宮本政志副委員長 アンケートの2番、業務時間内かというところで、業務時間内がかなり多いですね。このことについては、どういう受け止め方をされていますか。

川地総務部長 私どもは、このアンケート結果から見る問題点を実は三つに集約しております、そのうちの 하나가、委員がおっしゃる業務時間外かどうかです。そのほかに、先ほども出ました庁舎内のフロアの立入制限についても、当然、問題であると。あともう一つは、心理的な圧迫があったと。この三つを、今回、問題点として掲げております。まず、心理的な圧迫については、この数字が示すように、心理的圧迫を受けているという職員がかなり多いと判断しております。それから、業務時間内での勧誘、配達、集金につきましては、やはり、市民目線から見て、政治的中立性を疑われるおそれがあると今回判断したところです。それから、先ほど申し上げましたが、庁舎内のフロアの立入制限に関しては、やはりカウンター内に入ることによって、個人情報の漏えいにつながるおそれがあると思っておりますので、これについても問題点と捉えています。これらのことから今後の方針を立てて、しかるべき措置を行っているところです。

大井淳一郎委員長 この業務時間というのは、午後0時から午後1時はのけているということでしょうか。

川地総務部長 業務時間イコール勤務時間内ですので、お昼休みや終業時間後は入れていません。

宮本政志副委員長 7番、政党機関紙を最大で何紙購読しているかです。2紙

が一番多くて、26人です。これは、どこの政党ですか。御存じなら、お答えください。

川地総務部長 共産党の機関紙と公明党の機関紙です。

伊場勇委員 政党機関紙の勧誘を受けたという方が52人いらっしゃって、そもそも庁舎管理規則によれば、市長の許可を得なければならないとなっております。実際、許可を受けていらっしゃらないことについて、こういう実数が挙がってきて、どのように捉えていらっしゃるか、お考えをお聞かせください。

川地総務部長 先ほども説明しておりますように、山陽小野田市庁舎管理規則がありまして、これによると、こういった政党機関紙の勧誘、配達、集金については、前もって申請していただいて、許可を得るのが本来の姿ですが、先ほども説明しておりますように、なかなかそういうところには至っていなかったという反省点もありまして、この度、こういったアンケートの結果を受けまして、既にこの2政党の関係者の方々には、特にこの4月1日からに向けての申請書を出していただくように、要請したところです。

伊場勇委員 この陳情のことで、中島議員と山田議員にいろいろ聞いた中で、「我々は議員として半分公務員のようなものだから大丈夫なんだ」という主張があったんですけど、そういったことはないということですか。

川地総務部長 公務員の捉え方ですが、私ども一般職員は、地方公務員法上の公務員ということで、議員とは若干違うと判断しております。ですから、議員が庁舎内で政治活動をされることに対しては、私どもはそれを否定するつもりはありません。しかし、政治活動につきましては、やはり業務時間中にされると、市民からの視線もありますし、政治的中立性を損なうということもありますし、業務に支障が出るということもあります。

ので、こういったことがないように、今回新たに申請書を出していただいて、申請書を受け取った際には、一定の条件を付けさせていただくことを考えております。その条件につきましては、業務時間外にしていたきたいということです。それから、庁舎内の執務フロアへの立入りを禁止しますと。それから、配布物として何を配られるかということ、それから、配布場所の特定です。今は、フロアに置かれたり、職員を呼んだりということもありますし、そうすると、誰が機関紙を購入しているのかが分かりますので、誰が購入しているかが分からないように、部ごとに箱を作って、その中に入れてもらうようにしようかと考えております。許可の際には、そういった条件を付けることを、あらかじめお伝えしております。

宮本政志副委員長 申請したら良くなる可能性はあるけど、その申請は、一度したらずっと継続できるんですか。本来でいえば、行為をする度に申請するべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

川地総務部長 これは政党機関紙だけではありませんで、一般企業の方々が、庁舎の中に、いろいろな販売をされるときにも一定のことがあります。4月1日から3月31日までで、また、次の年にもやろうと思えば、また申請していただくという形を取ろうと思っています。

宮本政志副委員長 企業名は出さんけども、例えば、乳製品といったものを売りに来たり、あるいは、生命保険の勧誘をしたりで、過去このような回答、つまり職員の方が圧力を感じて、そういうものを買ったということ聞いたことがありますか。ないでしょう。

川地総務部長 個人的な見解になりますけど、そういうことは余り聞いたことはないです。

宮本政志副委員長 そこが大事と思うんですよ。つまり、ほかの営業、乳製品

などの販売とか生命保険とかに関しては、圧力を掛けられたことなんて恐らくないでしょうし、無理やり買わされたことはないでしょう。しかし、このアンケートからすると、そういった圧力を掛けられたということを結構な割合の方が言われていますよね。そうすると、申請をきちんとして、そして1年間お墨つきをもらってと。そうすると、精神的な圧力というのは改善されないような気がするんです。その辺りは、全国的にいろんな意味で駄目ですという改正も踏まえて検討している市町が多いですけど、その辺りはどう考えられますか。

川地総務部長 申請許可行為になりますけども、許可したから、ずっと1年間は必ずできるとも思いません。この1年間の許可の中で、例えば、心理的の圧迫を受けましたという職員が出てくれば、まずは注意しますし、余りにもそれが続けば、やはり許可の取消しも考えられようかと思っております。もう一つ、私どもが予定しておりますのは、この政党機関紙の勧誘、配達、集金につきましては、職員に心理的な圧力が及ばないように、議会の皆様方に対して、申入れをさせていただこうかというようなことも考えております。

宮本政志副委員長 その御意見をお聞きして少し安堵^どしました。圧力を感じる職員の方が増えたら、本来の業務に支障を来しますので、度々アンケートをするのは大変だと思うけど、またアンケートをしていただいて、その結果、改善がないとか相変わらず悪いままとかでしたら、そこは断固たる措置、判断をしていただきたいと思います。これは意見として、よろしくをお願いします。

笹木慶之委員 二つほどお尋ねします。まず一つは、これを見てみると、勧誘を受けたときに心理的な圧力を感じたとあるんですよね。ところが、感じた人の中で、応諾しなかった人がおられるわけ。その後、更なる圧力というか心理的なものを感じた人がいるかどうかは、調査していないから分からないと思うんですけど、ここが大事だと思うわけですよ。断った

ということに対する反応がね。それについては、どう対処しているかとか聞きようがないんです。もう一つ言いますけど、この心理的圧力の背景には、僕も経験者だから言うんだけど、公務執行上の問題しかないわけですよ。ほかにはないわけ。そうすると、組織で守らないといけなわけ。応諾したり、応諾しなかったりというようなイレギュラーな状態が起こると、組織の中が更に不安になるわけですよ。その辺りはどのようにお考えですか。

川地総務部長 職員の中で、議員に勧誘されて、断って、また次年度に勧誘されたということはよく聞きますし、それが無いとは言いません。恐らくあるであろうと。その方々が今後も心的圧迫を感じないように、あるいは、断ったら余り勧誘されないようにという意味で、市議会の皆さん方に対して文書を出させてもらおうと思っております。市としてもこういったことを総務課がきちんと行ったというのを、職員にも周知しようと考えております。ですから、こういう手続を行ったと、市の掲示板などで伝えようと考えておりますが、それに対してまたこういうことがあってということがあれば、速やかに総務課に連絡していただくようにとは考えております。組織として、きちんと対応したいと考えております。

笹木慶之委員 今、おおむね言われましたが、私はやはりダブルチェックが必要だと思うんですよ。まず、総務課の目が全部に届くわけではないから、まず原課がしっかりしなくちゃならない。それから、原課の中でそういう体制が執れるどうか。さらに、原課を守っていくという総務課の姿勢、つまり2段構えでやって、そして回数を重ねて、考え方として、共通する人が取ることは全然問題ないわけで、どうこう言う必要もない。ただ、業務に対する圧迫感というのは大変な心理的苦労があるんですよ。それは絶対にあってはならないと思うんで、その辺の体制をしっかり作られるべきだと思います。だから、最初言われた時間内のことと立入制限のことと心理的圧迫の三つが、解決すべき大きな事項だと思いますから、とにかく徹底してそれに対応してほしいと申し上げておきます。

森山喜久委員 立入禁止の関係は、以前はちょっと厳しかったが、最近は緩んでいるみたいなことを言われました。ただ、平成28年前後は厳しめにやったような気がするんですけど、その辺どうですか。

川地総務部長 最初に作った頃は、かなり厳しかったのではなかろうかと思えます。ただ、もう一度基準を作っておりますので、それはもう一度、例えば、庁議とか連絡網とかを作った中で、「基準はこうですよ」という共通理解を、職員の中でももう一度行いたいと思っております。数年たっておりますので、やっぱり皆さん方が一方的な考えでされると、どうしても皆さんの共通理解が薄れてしまいますので、その辺を改めてもう一度共通理解をした上で決定しようと考えています。

伊場勇委員 アンケート対象237人中43人が心理的圧力を感じたことがあるということは、5人に1人は圧力を感じたことがあるということで、結構大きな問題だと捉えていかなければいけないと思います。先ほど笹木委員もおっしゃいましたが、圧力を感じたときには、すぐ情報が上がってきて、すぐ職員に対してきちんとケアできるような体制を整えなければいけないと思います。議員がやったことについて、そのように思ったのなら、議会にも隠さず教えてほしいです。そういったところが職場の改善になり、議会と執行部の関係向上にもなると思うので、この問題はそういった面でもしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。購読している職員については、もちろんその個人の思想、信条の自由を保障するというところはありますが、庁舎内での受渡しがあれば、市民から見たら誤解を生じるかもしれないというところもあります。ただ、その職員の思想、信条の自由は保障しなきゃいけないから、箱の設置などでいろいろ対応していくということなんですか。その辺をもう一度確認させてもらいたいです。

川地総務部長 要は、職員の政治的中立性をどのように保つかということにな

ろうかと思います。これは地方公務員法上にもうたってあります。そういった中で、政党機関紙の勧誘やあっせんについては、禁止事項の中までには含まれませんが、地方公務員法の背景としまして、やはり職員は、政治的中立性を保つ必要がある、こういうことはやっていけないという仕組みで法律上は作ってありますので、そういったことを頭に入れながら、やはり業務時間中にはやらないように、市民目線から見ても、疑われるおそれがないようにということで、勤務時間中はやめてくださいと指示しようと考えている次第です。

伊場勇委員 他市町では、庁内では政党機関紙を取り扱うのは一切駄目だという条例を作られたり、市長が方針を言われているところもあるけども、本市はそこまでではないと理解します。庁舎管理規則における許可申請のことなんですけども、期間は、1回申請を出せば1年大丈夫なんですか、それとも何か月とかが決まっているんですか。

河田総務課長 庁舎管理規則ですけれども、様々な行為があるということで、期間はある程度自由に設定できますけれども、単発的なものはその期間だけ営業活動を行うことができるというようなものもありますでしょうし、継続的に行われるもの、先ほど副委員長からもお話がありました乳製品ですとか保険の勧誘とかにつきましては、年度単位を最大として運用しておりますので、この度も年度単位での運用を予定しております。

笹木慶之委員 地方公務員法の問題が出ましたから言います。地方公務員法で特定の政党にうんぬんということはできないと。それはそのとおりだと思います。ただ、職員は勤務時間中という条件があるわけで、それには職務専念義務が働くわけですよ。そうすると、勤務時間中には当然読めないということになるんですが、そのように理解していいですね。

川地総務部長 この辺が、地方公務員法を読みあさると、そこまで言い切れるという解釈と、一つの業務の一環の延長としてという解釈されると両方

の解釈があるんで、今のところ、禁止事項にまでする予定はないんですけども、今後の状況を見ながら、また変えていく可能性も当然あります。ですから、今回このような決定をしようとしておりますけども、これがずっと続くわけではありませなし、状況を見ながら、また、市議会にこういった要請をする以上は、きちんと報告するなどして、改善するべきところがあれば、改善していきたいと考えます。

笹木慶之委員 その辺りのことは、私も柔軟性を持って考えたいと思いますが、ただ、公務に必要とは言いながらも、偏ったものの考え方であるという部分については、厳に慎むべきだと思っています。したがって、もちろん、こうしなくちゃならんということはないでしょうが、今、部長が言われたように、状況を見ながら適時適切な判断を下していける仕組みを組織として持たれることが大事だと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思っています。

宮本政志副委員長 るる聞いていて思うのが、政治的中立な立場とか職務専念義務の話とかが出ていて、これは、それぞれの職員の方全員が、本当にもう読みたくて、希望して、楽しみでという意味なら分かるんです。ただ、このアンケートから見たら、例えば、自分のことを書かれていないだろうか、あるいは、これは新聞か何かの記事に他市町で出ていたが、一般質問とか委員会とかの質疑で圧力を掛けられるんじゃないだろうかとか、いろんな思いがよぎって、おまけに議員からと言われたら、いろんなことがあって、それが圧力だと思うんですよ。先ほど笹木委員が言われた、応諾しなかった場合に風当たりが強くなったと感ずるのは、職員の自由なんですよ。仮に議員がそういう行動は取ってないよと言ったとしても、そもそもの行動が、そういうふう職員に思わせたこととなります。是非こういう応諾しなかった、圧力を掛けられたという意見が言いやすい、風通しの良い形を作ってもらって——おまけに、断ったにもかかわらず再度勧誘を受けたと。これが断ってから1年も2年もたってからならいいけども、数か月おきに「まだ取ってないね」と言われ

る可能性もゼロじゃないと思うの。だから、しっかり風通しを良くして、いろいろな意見を聞かれて、職務に弊害が出そうなときは遠慮なく議会に言っていただきたいなと思います。その辺りをよろしくお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

川地総務部長 心強い支援の言葉を頂き、ありがとうございます。こういうことがあれば、適切に情報交換して進めさせていただければいいと思います。一番大事なのは、職員に良い環境の中で仕事をしてもらうことなので、私どもはその辺を重点に置きながら、今後も取り組んでいきたいと考えます。

森山喜久委員 今回、アンケート対象者237人で、係長以上となっているじゃないですか。参考までに、課長以上は何人ぐらいなんですか。分かれば教えてください。

川地総務部長 60人弱です。

森山喜久委員 問6のアンケート結果のところ、おおむね課長以上で勧誘されることが分かったと結論づけているじゃないですか。それは、問6の結果を受けて、課長職以上だと認識しているということですか。

河田総務課長 その認識で間違いありません。

大井淳一郎委員長 そのほか、ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、御退席願います。どうもありがとうございました。ここで暫時休憩します。

午後2時51分 休憩

（執行部退席）

午後 3 時 5 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほど、執行部に来てもらって、アンケートの報告をしていただきました。これにつきましては、議事録を起こして、皆さんに精査してもらって、今後の対応について考えていきたいと思えます。それと、この陳情書については、その中の一つに、山田議員が竜王中学校の前の教育委員会の土地で街宣活動していたということを問題視する内容があります。これにつきましては、具体的にどの場所といった特定ができておりませんので、山田議員を再びお呼びして、具体的な場所をまず指定した上で、私たち議運の対応を考えていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）相手の都合もありますので、具体的な日時等はまた後日、議会運営委員会の招集をもって代えさせていただきたいと思えます。そのほか、皆さん……以上、1 点目は以上です。2 点目のその他に入りますが、皆さんから何かありますか。今日はよろしいですか。事務局は大丈夫ですね。副議長もよろしいですね。それでは、以上で、第 43 回議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午後 3 時 6 分 散会

令和 5 年（2023 年）3 月 24 日

議会運営委員長 大井 淳一郎